

## 第3号議案 令和4年度事業計画案

### 1. 基本方針

社会の高度な情報化や加速する少子化により後期中等教育機関を取り囲む状況が刻々と変化する中、文部科学省、三菱総合研究所、更に東京都中学校進路指導研究会の先生方の多大なご尽力をいただき、長年の懸案であった、高等専修学校教育の魅力を発信するための新たな広報ツール『未来をひらく高等専修学校』が平成31年4月に完成しました。完成と同時に、全国で約30,000部を印刷、各地域の中学校に無料配布いたしました。更に令和3年、特設のポータルサイトやTwitter、YouTube、メルマガを新設し、これらを結びつけて専門学校や高等専修学校の情報発信を強化するプロジェクト「専修学校 #知る専」が文部科学省主導で開始されるなど、高等専修学校の教育とその魅力を発信する機会は確実に増加しています。

このような時代の移り変わりの中で、全国高等専修学校協会の基本方針、事業目標も変化してきました。

《昭和》昭和50年7月11日専修学校制度発足と同時に高等専修学校が誕生

《平成》1条校である高等学校との格差是正の時代

大学入学資格付与から始まり、高体連への参加、JRの定期的割引率、ハローワークの取り扱い、高等学校等就学支援金、授業料減免、発達障害者支援法、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入等、法改正等を伴って大きな格差が是正されました。

《令和》上記の高等専修学校魅力事業に加え、令和2年度より、私立高等専修学校が、私立高等学校同様に授業料実質無償化の対象となり、後期中等教育たる高等専修学校生への支援は確実に推進されています。この時代に、全国高等専修学校協会がなお目指すものは何か。それは残る最大の格差である「経常費補助の格差是正」です。

しかし、現状は全国47都道府県の専修学校各種学校協会の中で、高等専修学校の部会や委員会があり活動しているのは、9都府県にすぎません。更に、地方では1県1校の状況の中で、格差是正の運動が加速することは極めて難しい状態です。

加えて、現在も影響が色濃く続く新型コロナウイルス感染症の災禍は、高等専修学校の教育・運営活動にも多大な影響を及ぼしています。コロナ禍においても、私たち高等専修学校は、生徒・保護者および学校への支援策の構築、実施を率先して進め、職業教育の機能を維持、発展させ、生徒たちの成長と日本社会の再興を下支えすることが重要と考えています。この理念に基づき、感染症対策の徹底や積極的なオンライン授業（遠隔教育）の実施など、様々な取組に着手してきた成果として、東京オリンピック・パラリンピックの時機にあわせて第31回全国高等専修学校体育大会を開催するなど、教育活動を推進してまいりました。

このような現状の中で、全国にある高等専修学校が安定した学校運営を行い、未来永劫存続できる学校となれるように、「私立学校振興助成法の対象校」を目指します。これまでいろいろな格差是正に取り組んできました。やはり時間はかかるとは思いますが、会員校が今まで以上に団結して取り組めば、必ず道は開けると信じています。

この運動を強固に後押しできることがあります。それは、適切な情報の公開と発信です。まず情報公開に関しては、現在学校法人ガバナンス改革が取りざたされる中、これまでも強

調してきた通り、公教育機関としての説明責任を果たすことです。現状、高等専修学校は自己点検評価を行い、その結果をホームページ等で公表することが義務となっていますが、昨今の幼児教育、高等教育の無償化の様子を見ると、「学校関係者評価」の義務化、更には「第三者評価」までが話題になっています。この現状下で、小規模校の多い高等専修学校には、なかなか「学校関係者評価」の実施までには厳しいハードルが数多くありますが、本会の教職員研修会でも事例紹介している学校評議員会等の既存の組織を活用した評価システムで、大阪府の事例からも「私立学校振興助成法の対象」に近づけると確信しています。

更に情報発信とは、高等専修学校が時代の流れに柔軟に対応し、多様な生徒達に対して、「国家資格等の取得、不登校経験者・高校中退者、特別な支援の必要な生徒の自立支援、夢の実現」の4つの魅力ある教育を施し大きな成果を出していることを、会員校が、今まで以上に社会にアピールするとともに、前述の新型コロナウイルス感染症対策措置の一貫として、遠隔授業の環境整備等、個々の分野に応じた学校の体制を整備し、多様な生徒の学びに対応していくことにより、高等専修学校の社会的認知度を高め、生徒募集に繋げていきたいと思えます。

情報公開に関しては私たち会員校の自主的な取り組みですが、情報発信については、我々高等専修の価値とその発信の重要性は公的に認められています。文部科学省の「高等専修学校の機能高度化に関する調査研究」事業が昨年度に引き続いて実施されております。この事業もまた「経常費補助の獲得」、「生徒募集の強化」と連動している事業です。まだ、動き出していない府県も、自校の未来のために、学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実践的な教育体制「チーム高等専修学校」を構築してほしいと願っております。前述の通り、同文部科学省は、令和2年秋、高等専修学校の理解や認知度の向上のためのオンラインセミナーを公開し、令和3年には「#知る専」を整備するなど、更なる支援のため様々な取り組みを行っております。是非、先導的な取り組みをしている地域の現状を参考にして、まず動き出すことが重要だと考えます。

最後に、今まで以上に高等専修学校の魅力を社会にアピールし、未来永劫必要な学校種になるべく、今まで以上に一致団結して運動を着実に進めていきましょう。

## 2. 活動方針

### I、高等専修学校の振興策の実現【特に会員校の③⑤⑦の取り組みを会として支える】

- ① 今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生徒に対する国の支援として、高等学校等就学支援制度および高校生等奨学給付金の拡充のほか、学校独自に行う修学支援給付金等への補助、学校運営維持の助成措置等の制度構築・拡充を各都道府県に求める。またGIGA スクール構想を筆頭に、国の補正予算を通じ専修学校での遠隔教育導入に向けた施設設備の財政的支援ならびに都道府県での追加的な予算を得るとともに、より効果的な教育手法を検討し、全国に共有する。更に国家資格等の指定養成施設における要件緩和の充実として、国家資格等を所管する各省で学校の実態の確認・把握、規則の要件緩和（代替措置の設定等）や要件充足（学外実習の実施等）のための社会的環境の整備の徹底を求める。
- ② 国による私立学校振興助成法（第9条 学校法人に対する都道府県の補助に対する国

の補助)と同様な支援制度の創設を求める。

- ・東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」(※)をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受け入れに関する予算措置を創設する。
- ・各都道府県における授業料軽減措置に対する国の支援事業を求める。
- ・高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。

- ③ 文部科学省委託事業「高等専修学校の機能高度化推進事業(「学びのセーフティネット」機能の充実・強化)」に積極的に参画し、高等専修学校と外部とのネットワーク化の推進、卒業後の「自立」につながる効果的な教育実践を推進し、「チーム高等専修学校」を推進・整備する。
- ④ 高等学校との格差是正のための調査研究を行うとともに、高等学校教育改革の方向性を注視し、後期中等教育機関としての高等専修学校振興に資する、制度改善を推進する。
- ⑤ 都道府県における経常費助成措置の推進並びに対象科目の平等を求めるとともに、「授業料軽減等措置」を推進する。この目的を達成する手段として、研修会等を通じて都道府県における取り組み情報の共有を図る。
- ⑥ 高等専修学校の魅力発信事業の毎年度実施を国に求め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。その一環として、「大学入学資格付与(高等学校卒業程度)指定校〇〇高等専修学校」の学校案内、ホームページ等への掲載を推進する。全国高等専修学校協会ウェブサイトでのトピックス更新実施会員校数を増加させる。
- ⑦ 高等専修学校における安全・安心な学習環境の確保のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への積極的な加入を推進する。
- ⑧ 大学入試「高大接続」改革に伴い、高等専修学校の進学に関しても情報共有を図り改革に対応する。また、大学入試における「格差問題」に関する実態を把握し格差を是正する。

## II、高等専修学校の教育力の向上【特に会員校の取り組み事例を会として共有する】

- ① 全会員校の学校評価・情報公開の実施を実現する。
- ② 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- ③ 高等専修学校として、小中学校で「不登校」を経験した生徒に対して適切な受け入れと対応を推進する。
- ④ 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受け入れ、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- ⑤ 高等専修学校卒業生の進路で進学でも就職でもない、未決定者の比率を減らす。
- ⑥ 有権者として求められる力を身に付けるために、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用する。

## III、組織力の強化【主に会が活動する】

- ① 各都道府県協会における活動の強化と情報の共有を図る
- ② 体育大会等の協会主催事業への参加要請

## IV、調査・統計資料の収集【主に会が活動する】

- ① 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ② 技能連携等の実態把握に関する事項

## V、高等専修学校のPR・認知度のアップ【特に会員校が①～③、⑤に取り組む】

- ① 高等専修学校の魅力発信事業の有効活用

- ② 母校訪問の全国展開
- ③ 高等専修学校展の普及
- ④ 職業体験講座・体験型授業の積極的普及と各ブロックにおける事例の共有
- ⑤ 協会ホームページの充実や「私のしごと」作文コンクールへの参加

## Ⅵ、生徒表彰【会が活動する】

- ① 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

## Ⅶ、無認可校（サポート校）への対応【会が活動する】

- ① 各地域における誇大広告等の情報の共有化を図り、事務局を通じて行政への働きかけを強める

---

**※東京都：**「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。令和 3 年度の生徒一人あたりの補助単価は、776,000 円である（私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の 1/2）。

**長野県：**平成 27 年度から、特別補助として発達障がいのある生徒一人当たり 45,000 円（平成 30 年度）を一般補助に特別補助として加算する制度創設。

**山形県：**高等専修学校への特別支援教育支援員の配置として 1 校 180 万円が創設された。

**兵庫県：**平成 31 年度より生徒指導の充実（臨床心理士等カウンセリングを担当する教職員の配置）補助単価 30 万円、特別支援教育体制の整備（特別な支援が必要な生徒の受け入れ体制整備や学校生活での支援体制構築を図る活動）補助単価 28 万円を新規事業として創設。

**佐賀県：**不登校経験や発達障がい及びその疑いのある生徒、全日制中退者等の受け入れを行っていると対外的に明示している学校法人立大学入学資格付与校へ生徒一人当たり 299,234 円の補助を行っている。